帯広市立翔陽中学校は、集団の一員として規律を守り、中学生としての自覚と誇りを持ち、明るく楽しい学校生活を送るために、次の生徒規則を定める。

- 1 登校・下校について
- (1) 登校・下校については、決められた時刻を守ること。
 - ①遅刻の基準は8時25分に教室にいない場合とする。教室で担任が確認する。
 - ②下校は15時45分とする。用事のない場合は速やかに下校すること。
 - ③部活動の生徒は活動場所へ移動し、普通教室校舎に残らない。
 - a)活動等で残る場合は、担当の先生に必ず許可を得ること。
 - b) 生徒玄関は施錠されるので、16時30分以降の下校は部活動以外の生徒は職員玄関からとする。
- (2) 登校後は校地外に出ないこと。
- 2 服装・頭髪について

翔陽中生としての自覚を持ち、通学のときは次の事項を守ること。

- (1) ブレザーを着用する場合
 - ①ブレザー、スカートまたはスラックス、ブラウス、ネクタイを推奨服とする。
 - ②夏場(6月~文化祭)は白ワイシャツ・白ポロシャツ、または指定ベストの着用を可とする。その場合、シャツの裾は出さないものとする。クールビズの観点からネクタイは 着用しなくてもよい。
 - ③スカート丈は、ひざがかくれる長さとする。
 - ④ブレザーまたはベストには氏名札をつけること。
 - ⑤手を加えたり、変形した推奨服の着用は認めない。(ボタンはすべて留める。)
 - ⑥儀式的な行事や指定された日は上衣を着用する。(1学期終業式および2学期始業式は夏服でも可とする。)
 - ⑦2021年度以前のブレザーの制服も推奨服とする。(おさがり可とする)
 - (2) 学校指定ジャージを準推奨服とするので、登下校は推奨服か指定ジャージを着用すること。なお、学校行事など決められた日は必ず推奨服とする。
 - ①教室内では、上衣類(カーディガン・ウインドウブレーカーなど)の着用をしないこと。寒冷時などはジャージの中着で調整すること。
 - ②フードや襟、インナーシャツ、レギンス等はジャージの中に入れる。 (準推奨服以外は見えないようにする)
 - ③学校指定ジャージの着用について。
 - a) だらしなくならないよう、着こなしに注意する。
 - b) ジャージ, ハーフパンツの丈を変形させない事。裾はきちんと処理する。
 - ④Tシャツの裾については、特に指示がない場合は出しても出さなくてもよい。ただし、 ジャージの上着から裾が見えないようにするなどだらしなくないように気をつける。
 - (3)頭髪は清潔に保ち、中学生らしい活動的な(受検・就職試験に行ける)髪型とする。
 - ①男女とも、パーマ・カール・脱色・染色などの手を加えない、自然の髪型とする。整髪料(ワックス)など、使用しないこと。
 - ②活動に支障がある場合、長い髪は縛ること。
 - ③華美な髪飾りなど、アクセサリー類は付けないこと。

- (4)上靴はひも付き運動靴とし、必ず名前を書き入れること。外靴は自由とするが、体育の 授業に利用できるものとする。
 - ①華美なデザイン、色とならないようにする。
 - ②高価なものや、靴底が厚く硬いものは避ける。
 - ③靴のかかとを踏まない。
 - ④靴のひもはしっかりと結ぶ。

3 諸届けについて

- (1) 欠席・遅刻・早退の時は、学級担任と保護者との連絡により、これを行う。
- (2) 自転車通学許可願いを提出し、証明書の交付を受ける事。尚、許可の範囲は通学距離 およそ1.8km以上とする。
- (3)アルバイト(新聞配達)をする場合は、学校長の許可を受けること。
- (4)休日の校舎使用は、担当教師を通じて学校長の許可を受けること。

4 校舎施設の使用について

- (1) 更衣室の使用は、体育の時間を原則とする。部活動で使用する場合は、自分の持ち物を活動場所で保管すること。
- (2)特別教室を使用する場合は、教科担任及び部活動顧問の先生の許可を受けること。
- (3)体育館・グラウンドの使用については、別途規定に従うこと。
- (4) 他教室および他学年のフロアへの出入りは原則禁止とする。
- (5)カバンは活動場所に持っていくこと。廊下には置かないこと。

5 所持品について

- (1) 学校生活に関係のないものはもってこないこと。
 - ①貴重品(時計・金銭)は認めない。やむを得ず持ってきた場合は、朝のうちに担任に 預けること。
 - ②携帯電話は認めない。(部活動時や土・日の大会、練習試合も含む)
 - ③朝読書用の書籍類(マンガ・雑誌は不可)の持ち込みは可とする。
 - ④学校に私物を置いておかない。ただし、学級担任や教科担任などが認めた物は置いていってもよい。

6 その他

- (1)この規則は、平成23年4月より適用するものとする。
- (2)平成24年4月一部改訂
- (3) 平成 2 5 年 4 月 一 部 改 訂
- (4)平成26年4月一部改訂
- (5) 平成 3 0 年 4 月 一 部 改 訂
- (6)令和 2年4月一部改訂
- (7) 令和 4年4月一部改訂
- (8)令和 5年4月一部改訂
- (9) 令和 6年4月一部改訂
- (10) 令和 7年4月一部改訂